

滞納世帯のうち2年以上滞納がある世帯の割合

○滞納世帯数割合は約10%、このうち2年以上の滞納世帯の割合は、約70%

(平成28年度:70.44% 平成29年度:69.84%)

※データ捕捉可能な市町分のみ集計(H28は14市町、H29は12市町)(市町による推計含む)

出典: 県長寿福祉課調べ

滞納の主な理由

- 低所得や失業、病気などにより収入が減少したなど、経済的困窮
- 納税しなければならないという意識が低い
- 病院に行かないから保険税も払わない、など医療保険制度への理解が少ない
- 多重債務により納税が困難
- 居所不明、転出により徴収が困難
- 納付忘れなどの一時的な滞納

※各市町へのアンケート(自由回答)

市町国保の滞納世帯数の推移

H29.6.15 福井県国保運営協議会資料

- 各市町の滞納世帯の推移を平成23年度から平成28年度にかけてみると、滞納世帯数および国保加入世帯数に占める滞納世帯数割合のどちらも減少している。

○市町別 保険料滞納世帯数の推移

	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度（速報）			平成28年度（速報）		
	滞納世帯数	割合	順位	滞納世帯数	割合	順位	滞納世帯数	割合	順位	滞納世帯数	割合	順位	滞納世帯数	割合	順位	滞納世帯数	割合	順位
福井市	5,664	15.9%	3	5,757	16.2%	2	5,361	15.2%	2	5,980	17.0%	2	6,524	19.0%	1	4,524	13.5%	2
敦賀市	3,208	31.7%	1	3,416	34.1%	1	2,231	22.7%	1	1,977	20.4%	1	1,813	18.9%	2	1,596	17.2%	1
小浜市	734	16.3%	2	548	12.1%	5	549	12.3%	5	537	12.1%	3	459	10.4%	5	528	12.3%	3
大野市	456	8.8%	9	395	7.7%	11	385	7.7%	11	220	4.4%	16	177	3.6%	15	182	3.8%	13
勝山市	196	5.6%	16	154	4.4%	16	125	3.6%	16	181	5.2%	14	148	4.4%	13	111	3.4%	14
鯖江市	1,040	11.4%	6	985	10.8%	7	951	10.5%	8	881	9.8%	5	809	9.2%	6	671	7.8%	7
あわら市	549	12.9%	5	535	12.7%	3	542	13.0%	4	499	12.1%	3	484	12.0%	4	399	10.2%	4
越前市	775	7.2%	14	732	6.8%	14	656	6.1%	14	653	6.1%	10	610	5.7%	11	597	5.7%	9
坂井市	952	8.2%	10	1,311	12.5%	4	1,366	11.8%	7	1,011	8.8%	7	1,440	12.7%	3	806	7.3%	8
永平寺町	171	7.3%	13	162	6.8%	14	154	6.5%	13	150	6.4%	9	157	6.8%	9	177	8.0%	5
池田町	29	6.4%	15	37	8.1%	10	20	4.6%	15	18	4.2%	17	14	3.3%	17	14	3.4%	14
南越前町	121	7.7%	11	118	7.7%	11	119	7.9%	10	86	5.8%	12	76	5.2%	12	78	5.3%	10
越前町	338	11.1%	7	360	11.6%	6	368	11.9%	6	148	4.8%	15	121	3.9%	14	116	3.9%	12
美浜町	171	10.6%	8	147	9.3%	8	161	10.3%	9	151	9.8%	5	124	8.1%	7	116	7.9%	6
高浜町	235	14.6%	4	141	8.8%	9	221	13.5%	3	94	5.8%	12	115	7.2%	8	78	5.0%	11
おおい町	38	3.2%	17	32	2.7%	17	25	2.1%	17	69	5.9%	11	79	6.6%	10	39	3.4%	14
若狭町	170	7.6%	12	174	7.7%	11	146	6.6%	12	155	7.0%	8	74	3.4%	16	65	3.1%	17
県平均	14,847	13.7%	44	15,004	13.8%	41	13,380	12.4%	45	12,810	12.0%	43	13,224	12.6%	36	10,097	9.8%	45
全国平均	4,146,368	20.0%	-	3,890,035	18.8%	-	3,721,615	18.1%	-	3,578,296	17.2%	-	3,364,023	16.7%	-	3,124,953	15.9%	-

※県平均の順位は全国順位

出典：厚生労働省国民健康保険課調べ（各年度6月1日現在）

<参考> 国保保険料(税)賦課(課税)限度額の影響

○本県の限度額超過世帯の割合の推移を見ると、平成26年度までは3%を超えていたが、平成27年度以降は3%未満となっている。

○国保税の賦課限度額については、被用者保険におけるルール(※)とのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額が引き上げられている。

(※)最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が1.0%~1.5%(平成28年度より0.5%~1.5%)の間となるよう法定されている。

■ 基礎賦課分+後期高齢者支援金等分+介護納付金分

	限度額	限度額超過世帯の割合		(参考)本県 総所得額に占める 限度額を超える額
		本県の状況	国の推計	
平成23年度	77万円	3.22%	—	10.40%
平成24年度	77万円	3.58%	—	11.16%
平成25年度	77万円	4.50%	2.46%	12.42%
平成26年度	81万円	3.50%	2.32%	10.92%
平成27年度	85万円	2.91%	2.26%	11.10%
平成28年度	89万円	2.56%	2.06%	9.37%

出典：県長寿福祉課調べ、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会資料（国民健康保険実態調査に基づき推計）

医療保険制度における保険料上限額(賦課限度額)について

厚生労働省社会保障審議会医療保険部会H28.11.18 資料抜粋

- 社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしている。
- 高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において、例えば、
 - ・ 保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得層の負担と比較し、中間所得層の負担がより重くなる。【イメージ図：①】
 - ・ 保険料負担の上限を引き上げることとすれば、高所得層により多く負担いただくこととなるが、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となる。【イメージ図：②】
- 今後、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険料負担の公平を図る観点から、保険料負担の上限の在り方について、どのように考えるか。

【国民健康保険制度の場合(イメージ図)】

- * 医療費が増加し確保すべき保険料収入額が増加した場合において、必要な保険料収入を確保するため、例えば、①保険料率(所得割率)の引上げ ② 賦課限度額の見直し を行うことが考えられる。

